

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第12回

【日時】2014年7月7日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員13名：池田、亥野、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、村井、谷内、山岸、
吉岡（五十音順、敬称略）

市職員ワーキンググループ7名：山崎、前川、有東、宮岸、水野、飯山、榊原

ファシリテーター：森山奈美

事務局5名：金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席者】大島、大森、絹川、神谷

1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第12回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

池田さんと谷内さんは遅れます。大島さん、大森さん、絹川さん、神谷先生は欠席です。

今回は、事前に郵送した資料をもとに進めます。森山さん、よろしくお願ひします。

2. 第11回会議の振り返り

森山：皆さんこんばんは。本日も前回会議の振り返りから始めます。前回はワーキンググループから出された条例案を基に皆さんで議論をしていただきましたが、時間が足りず、各章担当グループを作って意見をを出していただきました。前文は書き方を変えましょう。第1条は短く、第2条の市民の定義は事業と活動の表現を検討、参画という言葉も検討しましょう。今回は原点に立ち返り、条例の何を大事にするのか、そもそも私たちはなぜまちづくり基本条例を作るのか、条例を使ってどんなまちをつくりたいか、条例ができたなら何がどう変わるのかを議論しましょう。予定では第12回会議で、まちづくり基本条例の思いを語るようになっていたので、今回はその内容ですすめます。条例の修正案が事前配布されています。今回は、初見ではなく検討する時間があったので、意見があれば先に議論します。これまでの議論で合意がとれている項目、例えば、野々市らしさを出したい、わかりやすい表現にする、皆に読んでもらえる条例にする、基本条例を通して野々市を好きになってもらうなどの意見は、一覧にして貼ってはどうかという意見が出ましたが、今回の議論のまとめになると思います。条例にかける思い、こういう条例にしたい、こういうまちにしたいということをまとめて次回以降の会議につなげることが決定しました。次に振り返りシートの意見を確認します。会議のボリュームが多かった、大変だったがスムーズに進んだ、いい機会だったという意見もあれば、そもそも何かという意見もありました。

会議の前にワーキンググループ会議をやりたかったという意見が出ました。条例案全体については、案が難しい、堅いという意見が多く出ました。これまで話し合ってきたイメージとワーキンググループに作ってもらった条例案とのギャップが大きいという意見もありました。ワーキンググループへのねぎらいの言葉もあります。まちづくりという言葉が曖昧なので定義するべきではという意見がありました。まちづくりは、これまで行政がやってきたことだけでなく、市民が自発的に行うものも定義する必要があるという意味かと思えます。今回の議論のきっかけにもなりますが、この条例をきっかけに表現を市民にわかりやすいものになりたい、市民の立場になって読むと何をすればよいのかわかる条例にしたいということですね。条例をシンプルにしてほしいという意見がたくさんありますが、誰のために何のためにつくっているのか簡潔にしましょう。行政は支援を行うという表現が何度も出て来るのでまとめて表記すれば良いという意見が印象に残ったという意見が出ました。難しい言葉を使うより、条例の説明部分である逐条解説でわかりやすくしたいという意見もありました。逐条解説が条例になっているくらいのわかりやすさが欲しいという意見も出ました。条文自体を少なくして巻末で説明する方法もあるのではという意見や、最終的には法律になるので法規でどこまでくだけた表現が許されるのか技術的な部分を調べる必要があります。福祉活動計画という行政の計画書がわかりやすい表現だったという情報もありました。野々市とわかる言葉が入っていない、野々市らしさを出したいというのは何度も出ている意見です。「野々市とは」と書くよりも今までにない条例で読みやすく、具体的役割を盛り込むことで野々市らしさが出るというご意見も出ました。前回の案が他の自治体のまねになっているのでオリジナリティが欲しい、小田原市の条例が良いという意見がありました。小田原市のものをまねしないように野々市らしいものを作りましょう。野々市らしさをどう表現するかがこの委員会での課題です。最後に神谷先生が攻めの姿勢には情報が必要だと言っていました。市民の役割と責務については、責務は不要だという意見がありました。今回いただいた条例案には責務は表記してありますが、議論しましょう。そして、ワーキンググループの役割は何かという意見もありましたが、この委員会の意見を聞いて条例の形にする役割だと私は理解しています。行政の中でも意見があるので、その意見も盛り込んで案を作る役割でもあります。第2条の定義は必要かという意見、まだ抜けている視点としては、国や県、国際社会における連携と協力についても条例に入れる必要があるという意見が出ています。その他の意見では、案を事前配布してほしいということで、今回は事前配布させていただきました。

3. 条例案に対する意見

森山：事前配布された条例案を読んで、意見がある方は1番、案に目を通してきただけの方は

2番、案を読めなかった方は3番、その他は4番の札を挙げて下さい。会長は4番の札を挙げていましたが、いかがでしょうか。

藤田：条例案を読みましたが、特に意見はないです。

森山：1番の札を挙げた人の条例案に対する意見を聞きます。気になることがある方は意見を言って下さい。

林：全体的に前の案よりもシンプルになってよくなったと思いますが、意見が10点あります。まず、第2章の主体について、前文では担い手という言葉を使っているのですが担い手という表現にしてはどうでしょうか。次に、前文の3行目に加賀介という文字がありますが、読めないでルビを打って解説して欲しいです。3点目は、第1条ですが、目次の話と同じで第13条に同じ主体があり、市民が主役は当たり前なので、「市民の」という表記でよいのではないのでしょうか。次は1条にもありますが、協働のまちづくり、市民が主役のまちづくりという言葉は単にまちづくりで良いのではないのでしょうか。第4条に基本理念を書いています。「主権者たる」は当たり前なので不要だと思います。第7条の中の議員の役割と責務のところ、地位社会とありますが地域社会の誤りではないのでしょうか。次に第9条の行政の役割と責務の中に「説明」という言葉がありますが、意味が見えませんでした。市民の意見に対して適切に説明しますという意味でしょうか。次に、第10条と第11条の地域活動と市民活動の意味の違いが分かりませんでした。文中の「行政の支援の適切な方法」は具体的に何を意味しているのか、補助金でしょうか。例えば、七尾では、創業支援カルテットという行政が事業計画に参画するものがありますが、それを考えての話なのでしょうか。まちづくり基金など、まちづくりの担い手が出来る範囲で出資する形がいいのではないかと思います。ないしは行政はあくまでも情報提供、助言、斡旋を中心にやっていけばいいと思います。金銭提供は従来型なのでやめた方がいいと思います。そして、第22条の取組みの公表で、定期的に公表とありますが、どれくらいのスパンを考えているのかということが気になりました。23条は、条例の検証および見直しとありますが、検証というのは何を想定しているのか、検証の内容を教えてください。見直しの時期を定めなくても良いのでしょうか。例えば5年ごとになどという設定をする必要はないのでしょうか。最後に24条の市長が別に定めるとありますが具体的には規則を別に定めるといっていいのでしょうか、何をイメージされているか知りたいです。

山崎：ワーキンググループの立場で意見を言わせていただきますと、ワーキンググループ会議では、条文が難しく読む気がしないという意見をもとに、表現を柔らかくしようとした。例えば、「遵守する」という言葉を「守る」という言葉に変えるなどをして今回の第2案を作りましたが、まだくだけた表現にできると感じました。ただし、柔らかい表現にすると話し言葉になり、条文としてどこまで平易にできるか確認する必要があるという意

見が出ました。

中村：第1条の目的と、第4条の基本理念が似ていると思いました。第1条は市民、議会、行政という多様な登場人物が出てきますが、第4条の基本理念に出て来るのは市民だけです。主権者は市民だけならば表記は市民だけでいいと思います。そして、第4条には自立と共助という言葉が出て来ますが、これらは以前の会議でも出た議題ですが、まだ言葉の定義の整理がされていません。言葉の定義を定めないと、同じ言葉が条例内で何度も出てきて混乱するし、条文としての統一性がなくなってしまうと思いました。関連して、12条にも「協働のまちづくり」という言葉が出てくるので言葉の整理をしたいです。第9条「適切な説明」、第10条「適切な支援」、第14条「総合的な施策」については具体例があるのなら教えてほしいし、ないのであれば考えたほうがいいと思います。

森山：条例での言葉と、現実でどうなるかというイメージが一致している必要がありますね。

中村：言葉の定義が整理され皆で共有できればいいのですが、言葉の整理ができていない中で色々な言葉が出てきたので、言葉の定義の情報共有をしたいです。

前川：ワーキンググループは協働指針づくりから関わっているので、協働という言葉を入れる必要があると思っていました。しかし、協働という言葉を入れる必要があるのか、あえて協働と書かなくても、皆で協力していくという意味がわかるのではないかと思いました。

森山：これは大事な意見ですね。あと第2案に対しての意見はありますか。今すぐに決定できる意見は決定しましょう。持ち越しの意見も確認しましょう。そもそもの話をしたらイメージがつくものがあるかもしれません。それでは1項目ずつ検討していきましょう。言葉の表現の話はあとにとっておきましょう。加賀介が読めないという部分は工夫しましょう。「市民が主役の」という表記は「市民の」で良いのでは、これはあとの目的の部分に関わりますね。「協働のまちづくり」、「市民と協働のまちづくり」の定義や、協働という言葉が必要か、自立や共助の定義の話もこの条例をつくることで何を実現したいかという目的の部分なので、市民のまちづくりを推進することと、市民が主役のまちづくりを推進するという表現の仕方で何が変わるのかということなので持ち越しましょう。第4条の「主権者たる市民が」という言葉は、「主権者たる」が必要ないという意見ですがどうでしょう。野々市市におけるまちづくりは市民が自立と共助に基づき、市民は主権者という言葉はあえて書く必要はないということですね。

宮岸：市民が主権者であるのは当然だという話ですよ。

森山：地位社会という誤字は地域社会に修正して下さい。第9条の4項の「適切に説明」の意味がわからないということでしたが、ワーキンググループから補足で説明はありますか。

小堀：市民の意見に耳を傾けたいということでしょうか。

山崎：意見に対して説明するというよりは、説明責任を果たしますという意味です。

森山：行政は市民に情報提供を行い、市民の意見も聞き、きちんと対話することですね。

小松：言いつばなしにしない、聞きつばなしにしない、無視しないということですね。

林：市民との対話ですね。

森山：説明責任を果たすというのは、市民からの意見に対して、理解してもらうように説明するということです。これは難しいので、少し表現を変えましょう。第10条、第11条の市民活動と地域活動の違いについては、まだ整理されていないので、この条例が出された時に市民にどう理解されるかということですね。行政の支援の具体的な方法や、第22条の定期的とはどの頻度、第23条の条例の検証及び見直しで、どのような検証をするか、見直しの時期はどう定めるか、第24条は別で定めるということを具体的に理解したいということですね。これはまとめて議論できればと思います。

栗山：今まで策定された条例や法律に基本的に準じている形をとりたいのですが、表現が難しいです。語句をわかりやすく、どこまでやわらかくシンプルな表現にするかはワーキンググループの中でも結論はまだ出ていません。

森山：法的なチェックは担当者レベルでいいということでしょうか。条例全体の表現のくだけ方がどこまで法規的に許されるかは、どこに問い合わせるのでしょうか。

金場：条文のチェックは総務課の文章法規担当にしてもらう形になります。

森山：文章法規から条例案に対してのだめ出しがあれば、突き返される場合もありますか。

金場：そうなる場合もあるかもしれません。

森山：どのタイミングで文章法規に条例案を出すのがいいでしょうか。

金場：条例案がある程度まとまった段階で提出するのがいいと思います。

森山：今回の条例案でも、前回と比べればシンプルでわかりやすくなりましたが、ワーキンググループは、条例案を見返して、まだ修正の余地があると言っています。例えば、変更点を一覧にして文章法規担当にチェックしてもらうことはできますか。条例案が全部できてからチェックしていただく感じでしょうか。

金場：途中でも大丈夫だと思います。

森山：文章法規担当の方は、市役所にいるのですよね。

金場：そうです。市役所の中の担当です。

小堀：文章法規の方は、やさしい言葉を難しくいう時には専門的な観点で上手にアドバイスしてくれると思うのです。人を蔑む言葉など使ってはいけない言葉はチェックしてもらえと思うのです。しかし、私たちは市民目線で、わかりやすい言葉や説得力のある言葉で条例を作りたいので、条例が難しくなるのであれば委員会をする必要はないと思うのです。

森山：市民にもわかりやすいとこの委員会で納得した案で、一度法規担当に条文を出してみませんか。ワーキンググループは文章法規が心配かもしれませんが、文章法規は気にせず委

員会でもっとこうしたら良いという意見を出し、委員会で出た意見と、ワーキンググループからの条例案の指し示す意味が合致しているかを確認するために議論をしましょう。第1条の目的と第4条の基本理念が似ているという考え方もそもそもの話につながります。

小堀：第1条の目的や第4条の基本理念のイメージが、皆さんの中でどこまでできているかという課題があります。目的の部分は目的になっていないのではないのでしょうか。

森山：第1条の目的は、条例を作る目的という意味で、第4条はその条例によって野々市がまちづくりをどういう理念で行うかという意味です。第1条と第4条の違いはそこです。

小堀：まちづくりという言葉には、まちをつくるということしか思い浮かびません。例えば「住み良い」など、枕詞がある方がいいのか、わからなくなってきました。この委員会は、市民が主役のまちづくりの大義名分のもと集められた市民が、まちづくりをやろうとしているのですよね。自己矛盾が起きるような気がするので、私たちが主役、つまり市民が主役だということを念頭において話をしたらどうでしょうか。行政の支援を受ける必要があれば、協働という言葉もあえて入れる必要があるかもしれません。

森山：まちづくり基本条例という名前ですが、この委員会では実はまちづくりを前提よりも、野々市をよくするためにはどうすれば良いかという話をしていました。原点に戻ると、純粹に野々市をよくするためには、自分一人でできることと、仲間が集まればできること、仕組みを整えればできることがあります。私たちが今作っているのは仕組みの部分です。皆で掛け声をかけてごみを拾いましょうと言ってもその時はよくなるかもしれませんが、それだけでは活動がしにくかったり、大きく社会をよくすることができなかつたりするわけです。そこでまちづくりをする上でのルールを決めようとしているのがこの委員会です。

藤田：質問していいですか。先ほど林さんから条例案に対しての意見が出ましたが、他の人が深く条例案を読んでみて意見が出てもスケジュールは間に合いますか。

森山：最終案にするまでは時間をかければ良いと思います。まだ条例案をしっかり読んでいない人でも今から意見を出してもまだ間に合います。条例をまちづくりの前提条件にするかどうかで悩んでいます。この条例によってどのように変わるのかを議論して欲しかったのですが、今の話だと、野々市を純粹によくするためにはどういう仕組みがあるかという、条例がなくてもまちをよくするためにできることもあると思うのです。

小堀：今までの会議で出て来たキーワードは議論するうちに忘れがちなので、今までの会議で出て来たキーワードを意識するために共有しておきたいと思いました。

4. ビジョンゲーム

森山：それでは、ワールドカフェ方式で議論をしようと思いましたが、進行方法を変えようと思います。もう少し前に進めるようにキーワードを出しましょう。「こうだったらいいな、

野々市のまちづくり条例」というビジョンゲームを行います。1人2色のふせん紙を持って、使う2色はグループ内で合わせて下さい。1色目のふせん紙に「～だったらいいな私たちの野々市」という意見を書いて下さい。2色目のふせん紙には「基本条例ができたらかうなります」という、条例を通してどうなるかを1人各色3枚以上書いてグループ内で発表して下さい。出た意見を組み合わせて、2つのテーマで、4連詩、8連詩、12連詩いずれかを作して下さい。小学校の国語の授業で習ったポエムのようなものが完成形です。

〈各自意見を出す〉

森山：カードは3枚以上書けましたか。グループの中でどちらの色から整理するか決めましょう。グループの中で、出たカードを1枚ずつ見て、それをもとにグループで創作しましょう。4枚もしくは8枚、それ以外の枚数でも構いません。2色分のA4用紙ができます。

〈各グループで意見をもとにビジョン作成〉

森山：それでは意見はまとまりましたか。一番最初にできたところから発表して下さい。

前川：私たちのグループは、日本一のまちを目指してというテーマでつくりました。子供から大人まで、色んな世代が地域活動に参加するまちだったらいいな。どんなことでも皆が協力できるまちになればいいな。市民と行政が連携して課題を素早く解決できるようになればいいな。それができるようになったら安全で質の高いまちになって、歴史ができるまちになったらいいな。私たちの野々市。基本条例ができたらかうなるかというところは、野々市愛という題をつけました。市民の声や意向がまちづくりに反映するようになれば地域活動も活性化するようになって、最後は野々市を好きになる人が多くなります。

森山：ありがとうございます。グループの中で議論してみてもいいかでしたか。

有東：野々市を好きになる人が多くなるのが大事だと思います。野々市はこんないいところがあるので皆が野々市を好きになるということが出せる条例になればいいと思います。自分のまちが好きになると、自分のまちに貢献しようという思いも出るので、野々市愛のいい循環ができていくような条例になればいいと思います。

森山：ありがとうございます。それでは、次の班の発表をお願いします。

飯山：私たちのグループのテーマはサザエさんのイメージです。条例で野々市がこうなるという理想から発表します。皆楽しい野々市家。家族一人ひとりが主人公。しっかりした家訓があります。将来ますます発展していきます。次に野々市市がこうなっていったらいいなというものは、市民一人ひとりが皆で助けあい、女性・障がい者・高齢者・子供皆が助け合えるまち。歴史・文化・伝統が脈々と続いていくまち。一度住んだら出ていけないまち、その家の子に生まれればよかった。自慢できるまち。これからもずっとあるといいまち。将来も楽しみいっぱい。家族に例えると色々なものができるストーリーでした。

森山：ありがとうございます。コメントある方はどうぞ。

林：ここで注目したいのは、一度住んだら出て行きたくないまちという発想、なくなってほしくないという発想は今までになかったもので、それが実現できればいいなと思いました。

森山：お家存続ですね。ありがとうございました。次のグループの発表をお願いします。

小堀：こうだったらいいなの方を発表します。誰でも参加できるといいな。誰でも参加できるという活動ができる野々市ならいいな。お互いに顔見知りになるといいな。皆で声かけあえる野々市。地域の声を交流しあえるということで、お互いに地域間や行政間でのキャッチボールとかで皆が顔見知りになって仲良くなれば、それをもとに交流し合えます。評価するのではなく、良いところを発表してほめ合える野々市ならいいなということです。基本条例ができたらかうなりますというのは、活用する人が増える野々市。市民がお互いに支え合える野々市。地域間の横の交流として同世代や、他の町会や他の団体との交流がどんどん活発になるということです。市の職員の意識と市民の自立心が向上するというのは、各地域の活動が活発になれば、お互いに自立した考えを持った市民の交流が飛び交う野々市になるということです。これは私が以前から言っている連携にもつながります。タイトルは、支え合い、交流する家族ですが、先ほどのグループと同じですね。

森山：ありがとうございました。それでは最後のグループの発表をお願いします。

水野：理想の野々市市について話し合ってみました。皆が野々市を大好きで愛着を持っているといいなと思います。皆の活動の根源にあるものは野々市市が大好きだという気持ちだと思います。住んでいる人が皆仲良しだといいなと思います。皆がまちづくりに参加してくれるといいなと思うし、景気が良くて活気があふれるといいなと思うし、相手の立場を尊重して思いやりを持って壁がなく意見が言える環境をつくっていて、市政への関心が高く、なおかつまちなみがとても美しいといいなと思います。最後にはやっぱり野々市が大好きだといいなという思いです。条例ができたなら、まちづくりとは何か市民により分かってもらえるようになると思います。私たちはまちづくりに参加できるということを知っていますが、知らない方もたくさんいます。条例ができることで、より多くの人にまちづくりに簡単に参加できると知ってもらえるようになると思います。そして、図書館や市役所などで、市の中で行われていることを皆がより得やすくなります。また、条例の中に責務がありました、責任をもってまちづくりを行うことになるので、まちづくりに真剣になります。根拠があるから情報を開示できるなど、まちづくりに根拠をもって活動できるようになります。活動できる人が増えるから活動が活発になります。

森山：ありがとうございました。今回行った手法はビジョンゲームというものですが、今までのようなKJ法での発表とは違って、例えば4連詩の発表の手本としては、「誰でも参加できるといいな、私たちの野々市。お互いが顔見知りだったらいいな、私たちの野々市。皆で声かけあえる、私たちの野々市。地域の声を交流し合えるまちだったらいいな、私たち

の野々市。」と本来は作品として発表することになります。最終的に出されるのは、言葉だけで伝える条文です。条文の背後にある、委員会で今までに議論したこと、魂が文章に反映されているかどうかが重要項目です。今回はワーキンググループからの第2案を見て、意見をいただきましたが、重要なのは野々市市が目指すまちづくりのあり方がこの案で伝わるかどうかです。野々市市が目指すまちづくりとは何かという考えが、今回行ったビジョンゲームにあらわれていると思います。条例を作ったことでまちづくりの方法が変わる、条例によってこう変わりたいという思いが条例に反映できているか確認して、今回ワーキンググループから出してもらった条例案のチェックを行って欲しいのです。ワーキンググループは、条例案の誤字を直したり、補足説明をお願いします。次回会議までに、委員の皆さんは委員会での議論の中身と条例案の考えが合致するかどうかを精査して、意見を出して下さい。議論が足りないところは時間をとります。さらに、この条例の中で野々市が目指すまちづくりで議会をどう位置づけるかが課題として残っているので、どのタイミングで議会の勉強の時間をとるかを事務局で検討します。

林：追加で、国際や国や県、他市町との連携の項目も議論してほしいです。

森山：お互いの助け合いですね。野々市は防災の協定や、姉妹都市はありますか。

藤田：あります。

森山：どこまで条例で書くかはありますが、課題は議論をもとにもう一度案を見直しましょう。

小竹：次回までに意見を出し合うということですね。時間がかかるので、条例案のチェックができた人は次回会議の前に提出すると思います。

森山：そうですね。次回以降はもう少し具体的な事をどうしていくかを皆さんで決めましょう。

5. 閉会

森山：今日は神谷先生がいらっしゃらないので、会長しめていただけますでしょうか

藤田：皆さんお疲れ様でした。本日も大変有意義な議論をしていただきました。毎回私は最後にお話させていただいていますが、皆さんが色々な場面で、色々なご活躍をされていることを聞いています。市の職員から聞いたのですが、図書館ボランティアの応募が多かったり、健康福祉の人が多かったり、色々な場面で色々な人が積極的に活動しているのは野々市の良さではないかと思います。ぜひ色々な人と組んで、野々市を盛り上げていただきたいです。条例ができれば、皆さんがリーダーシップをとって活動をする機会が増えると思います。条例の着地点も見えてきたと思いますが、また時間をいただき、再度条例案を読みながら意見を、事務局に提示いただき、まとめていければと思います。会議から時間がたつと忘れてしまうので、鉄は熱いうちにたたいていただければと思います。大変ご迷惑おかけしますが、よろしく申し上げます。本日もありがとうございました。